

外国における個人情報の保護に関する情報調査報告書

国名 カザフスタン

調査日 2023 年 5 月 23日

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>■ 個人データとその保護に関するカザフスタン共和国法 (the Law of the Republic of Kazakhstan on Personal data and its Protection) (以下「個人データ法」という。)</p> <p>- URL : https://adilet.zan.kz/eng/docs/Z1300000094</p> <p>- 施行状況 : 2013年 5月 21日施行</p> <p>- 対象機関 : 公的部門及び民間部門 (ただし、以下から生じる関係には適用されない。①個人的および家族的な使用で、他の個人・法人の権利及法律の要件に違反しない場合、②法律に基づく、カザフスタン共和国公文書館の文書その他個人情報を含むアーカイブ資料の作成、保管および使用、③法律に基づく、国家機密として分類される個人情報の収集、処理および保護、④諜報、防諜、作戦、捜査活動の過程での個人情報の収集、処理および保護、ならびに法定の範囲内で行われる保護対象者・対象物の安全を確保するための保安措置の実施)</p> <p>- 対象情報 : データ主体 (個人) に関するあらゆる情報</p> <p>個別の分野に適用される法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>■ 通信に関するカザフスタン共和国法</p> <p>- URL : https://adilet.zan.kz/eng/docs/Z040000567_</p> <p>- 施行状況 : 2004年 7月 5日施行</p> <p>- 対象機関 : 通信ネットワーク事業者</p> <p>- 対象情報 : 加入者番号に関する情報、携帯電話加入者のデバイスの識別コードに関する情報、課金情報 (加入者が享受したサービスに関する情報) 等を含む通信サービス加入者に関する情報</p>
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EU の十分性認定(※1) : なし</p> <p>APEC の CBPR システム(※2) : なし</p>
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則(※3) に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <p>① 収集制限の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>② データ内容の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>③ 目的明確化の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>④ 利用制限の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>⑤ 安全保護の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>⑥ 公開の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>⑦ 個人参加の原則 : 上記法令に規定されている。</p> <p>⑧ 責任の原則 : 上記法令に規定されている。</p>
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>- 通信に関するカザフスタン法において、通信サービスの加入者に関するサービスの情報は、カザフスタン共和国の領域内のみで保存され、海外にいるカザフスタン共和国の通信サービス加入者に対して通信サービスを提供する場合を除き、加入者に関するサービス情報をカザフスタン共和国の外に転移することが禁止されている。</p> <p>- 個人データ法により、個人データの保存は、カザフスタン共和国の領域内に所在するデータベースに行われる。個人データの保護を保証する外国でのデータベースの複製を認めているが、そのようなデータベースは第一にはカザフスタンに設置される必要がある。</p> <p>事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>- 裁判所やカザフスタン共和国の権限ある機関による活動の場合、対象者の同意なしに個人データの収集が行われることがある。</p>

(※1) EU の十分性認定を取得した国又は地域は、個人情報保護委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU (EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

(※2) APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

(※3) OECD プライバシーガイドライン 8 原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。